

【令和3年度 三重大学全学FD・SD開催記録②】

令和3年度全学FD・SD

テーマ：

教育の質保証の課題と最新動向

— 教学マネジメントの視点 —

講師：

小林 雅之 氏 （桜美林大学大学院教授，東京大学名誉教授，日本高等教育学会会長）

日時：2022年3月22日（火）15:00-17:00

はじめに

大学における教育の質の保証については、20年以上、中教審をはじめさまざまなところで議論をしていますが、万能な解決策はありません。むしろ、各大学がそれぞれ創意工夫していかなければいけない問題です。ですから、その難しさを少し皆さんと一緒に考えていきたいと思えます。そのうえで、御参考になるようなことがあれば、ぜひ活かしていただければと思います。

本日は、高等教育政策の展開について、教学マネジメント指針が打ち出されるまでの大きな流れをご紹介します。その中でも「大学の質保証と大学の評価」の関係、「大学の情報公開」または文部科学省の言う「大学の情報公表」の重要性、「IR（インスティテューショナル・リサーチ）の活用」の三点について御説明します。このような大きな流れの中で、中教審の「グランドデザイン答申」のエッセンスを御紹介します。そして、教学マネジメント特別委員会と教学マネジメント指針について御説明いたします。「グランドデザイン答申」を受け、現在、中教審では質保証システム部会で審議が進んでおり、つい先頃、中間まとめを出しました。それについて大学分科会で報告がありましたので、その内容を簡単に御紹介したいと思います。そして最後に、大学はどうしたらいいか、お話ししたいと思っております。

高等教育政策の転換

そもそも「質の保証」が言われるようになった背景には、高等教育政策自体の大きな転換があります。それを一言で言うと、「市場化政策と事後チェックの体制」です。大学のミッションが教育・研究・社会貢献であることは申すまでもありませんが、そのためには大学の質の保証と質の向上が不可欠な条件であると考えられます。これらを外から言われてやるのではなく、大学が自ら行う、つまり、あくまで大学が自ら主体的・自律的に活動するという点が大きな特徴です。日本の場合、そのためにこれまでは大学の設置認可という政策を行ってきましたが、高等教育政策のこのような転換は、質の事前のコントロールから評価に基づく事後のチェックへの転換を意味しています。

高等教育政策の転換 —市場化政策と事後チェックへ

- * 大学のミッション（教育・研究・社会貢献）の実現
- * 大学の質保証と質の向上＝大学の主体的・自律的活動
- * 設置認可型の質の事前のコントロールから評価に基づく事後のチェックへの移行は、国際的な傾向
- * 高等教育の市場化政策＝政策誘導による大学間競争
- * 高等教育の市場化とグローバル化の進展の中で、設置認可による事前のコントロールはますます困難

「市場化政策」は、国が政策誘導によって大学の間で競争させる政策です。ですから、大学間の競争を促進するためにさまざまな政策を行うところが、いわゆる自由放任とは違います。このような背景には、高等教育が全体として市場化あるいはグローバル化していく中で、設置認可によって事前にコントロールするだけでは不十分だという考え方があります。

だからといって設置認可がなくなるのではなく、大学であるからには最低限の質の保証をするために設置認可はやはり必要だという考え方は、つまり、大学が大学であるためには、それをきちんとしたものにしておかないとそもそも売りものにならない、学生、保護者からすると、そういった偽物を掴まされるといふ恐れがあるわけです。授業料・入学金を合わせると国立大学でも80万円以上かかりますから、大学というのは非常に高い買い物で、偽物を掴まされた人が悪いというわけにはいかないという性格を持っています。新しいものに買い替えるといっても、普通は半年あるいは1年かかるため、買った側の責任だとは言いきれません。ですから、公正な取引を行うためには設置認可というものは必要であるという考え方が背景にあります。

大学評価と質保証をめぐる政策の展開

質保証については、日本では設置認可に頼ってきたわけですが、それだけでは不十分であるため、大学を評価して質を保証していくという仕組みが非常に重要になってきました。質保証のためには、設置認可と事後のチェック（履行状況調査（AC））が最近では非常に重要視され、さらに、さまざまな大学の評価、「認証評価」という仕組みがあります。また、政策以外で大きな影響力を持っているものとして大学のランキングがあります。さらに、このような外側の仕組みだけではなく、自律的な活動として内部の質保証をしていくことも重要です。その一つは、大学情報の公表です。これは、大学が何をしているかを明らかにすることにより、大学の質をチェックし、さらに向上させていくために行われます。繰り返しになりますが、大学の質を維持向上していくためには大学自身の改革の努力がまず前提になっており、不可欠です。このように大学の質保証というものは、さまざまな政策としてなされてきたわけです。

1956年に大学設置基準が制定されて以来70年近くの間、基本的に設置認可により質保証がなされてきました。大学設置基準は1991年に大綱化され、大学の自己点検・評価が初めて導入されました。そのために大学評価・学位授与機構が設置され、2004年には認証評価制度が導入されます。この認証評価制度は多元的な評価と複数の認証評価機関という、日本独自の仕組みを取り入れたものです。多元的な評価は、評価は物差しが一つだけですと非常に偏ったものになり、また、その物差しが絶対正しいとは言えないためにさまざまな形で評価を行い、そのためには認証評価機関も一つだけではなく複数あった方がよいという考え方は、これは日本独特の考え方であり、現在でもこの方式で基本的には動いています。機関別評価と分野別評価も物差しを変えるという意味で導入されました。ただ、分野別評価の方は、専門職大学院など一部だけにとどまっています。

大学の質保証としての大学評価

- ＊ 日本では大学の設置認可が質保証の機能を果たしてきた
- ＊ 大学評価は、大学を改革し、大学の質をいかに保証していくかという重要な問題と密接に関連
- ＊ 質保証のためのしくみ
 - ＊ 設置認可とAC
 - ＊ 様々な大学の評価(認証評価、ランキング)
 - ＊ 自律的活動(内部質保証)
 - ＊ 大学情報の公表
- ＊ 大学の質を維持向上していくためには、大学自身の改革の努力が何よりも求められる。

大学評価と質保証をめぐる政策の展開

- ＊ 1956年 大学設置基準制定
- ＊ 1991年 大学設置基準の大綱化 大学の自己点検・評価制度の導入
- ＊ 2000年 大学評価・学位授与機構が創設
- ＊ 2002年 中教審「大学の質の保証に係る新たなシステムの構築について」答申
- ＊ 2004年 高等教育機関の認証評価制度導入
 - ＊ 多元的な評価と複数の認証評価機関、機関別評価と分野別評価
- ＊ 2004年 国立大学法人化により国立大学法人評価委員会の評価
- ＊ 2003年 中教審「我が国の高等教育の将来像」答申
 - ＊ 「高等教育計画の策定と各種規制」の時代から「将来像の提示と政策誘導」の時代への移行
- ＊ 2008年 中教審「学士課程教育の構築に向けて」答申
- ＊ 2012年 中教審「新たな未来を築くための大学教育の質的転換に向けて」答申
- ＊ 2016年 中教審「認証評価制度の充実に向けて」(審議まとめ)
- ＊ 2018年 中教審「高等教育のクランドデザイン」答申
- ＊ 2020年 中教審教学マネジメント特別委員会「教学マネジメント指針」
- ＊ 2020年 中教審大学分科会質保証システム部会

質の保証について 2005 年に中教審の「我が国の高等教育の将来像」答申として出されたのが政策誘導という新しいやり方です。この答申では、「高等教育計画の策定と各種規制の時代から、将来像の提示と政策誘導の時代への移行」が打ち出されました。それまでさまざまな規制を強める形で質の保証をするのが文部科学省の基本的な考え方でしたが、いわばボールを大学側に投げて、大学側でやってくださいという形に切り替えたわけです。「7つの類型」に従って機能的な分化をするのではなくて、大学が自らどのような大学になるかということを選んでくださいという方向に大きく方針を転換しました。これは非常に大きな方針の転換でしたが、細かなところまでは具体化できていなかったため、2008年の「学士課程教育の構築に向けて」答申でいわゆる「3つのポリシー」が出てきました。さらに2012年に「質転換答申」が出され、非常に細かな部分に入っていきます。これらはあくまでマイクロマネジメントに当たる部分ですが、こういったものが出され、その中で認証評価の見直しが行われ、2018年に「グランドデザイン答申」という大型の答申が出るわけです。大体10年おきぐらいに、こういった大型の答申で高等教育の方針が決定されていくというような仕組みになっています。

こういった大きな答申の後に、それを補うものとして教学マネジメント特別委員会が作られ、そこで教学マネジメント指針が出される。あるいは、質保証システム部会で、今設置基準の改正が議論がされています。大きな答申は10年ぐらいおきに出され、ここで決まった大方針を受けて具体的な方針がつくられるという構造になっていることをまずは押さえておきたいと思います。

大学情報の公表についても同じように細かな動きなので、それぞれの答申を受けているということだけお話ししておきたいと思います。さまざまな情報の公表を義務化すると共に「大学ポートレート」という仕組みを作ることで、公表の仕組みを作っていくということです。近年では、大学等の修学支援に関する法律に基づき、新制度では大学がさまざまなことを公表することを求めています。

大学情報公開をめぐる政策の展開

- 1998年 大学審議会答申「21世紀の大学像と今後の改革方策について」
- 2002年 中教審「大学の質の保証に係る新たなシステムの構築について」答申
- 2004年 高等教育機関の認証評価制度導入
 - 国立大学の財務情報の公開義務化
- 2005年 私立大学の財務情報の公開義務化
- 2007年 大学院設置基準の改正（2008年に大学院設置基準でも同様の内容を規定）人材養成目的の公表、シラバス・成績評価基準の明示を規定
 - 学校教育法の改正、教育研究活動の状況の公表に関する義務について規定
- 2011年 学校教育法施行規則 教育に関する情報公開項目義務化
 - 大学における教育情報の活用支援と公表の促進に関する協力者会議
- 2012-14年 大学ポートレート（仮称）準備委員会
 - 大学ポートレート創設
- 2016年 中教審「認証評価制度の充実に向けて」（審議まとめ）
- 2017年 「新しい経済政策パッケージ」閣議決定 財務情報の公表
- 2018年 法科大学院の道徳公表義務化
- 2019年 大学等の修学支援に関する法律
- 2020年 中教審教学マネジメント特別委員会「教学マネジメント指針」

「グランドデザイン答申」による「学修者本位」への転換

「グランドデザイン答申」は、2040年までの高等教育を展望するということで議論を始めました。予測困難な時代に生きる学生の教育について、2040年に必要なことを提示することが困難な中、打ち出された新しい考え方が「学修者本位」です。これまでの大学は大学本位、教員本位でしたが、それを学修者本位に転換しようということです。この背景には、留学生、社会人、LGBTQ、あるいは消費者としての学生など、学生層が多様化していることが挙げられます。学生を知るために学生調査を実施することが重要になる一方で、最近ではかなり多くの大学が学生の参加を促すことを取り入れています。学生の多様化に合わせて大学も多様化する、あるいは柔軟性を持っていないと、多様な学生に対応していくことが難しいということです。そういった形のいわば小道具として、教学マネジメント指針とか学生調査がなされていることが重要になります。大学は学修者本位ではなく教員本位だと申し上げましたが、例えばシラバスは学生が学修するためのものですが、教員が何を教えるという形で書

中教審「グランドデザイン答申」2017 の眼目

- 2040年の高等教育を展望
- 予測困難な時代に生きる学生の教育
- 「学修者本位」への転換
- これまでは「大学本位」、「教員本位」
- 多様な学生（留学生、社会人、LGBTQ、消費者としての学生）
- 「学生を知る」（学生調査など）、学生の参加
- 大学は多様性と柔軟性を持つことが必要
- 教学マネジメント指針と質保証と学生調査

かれている例がまだ非常に多い状況です。ですから、学修者目線の教育というのは、学修者が「何を学び、身に付けることができるのか」ということを明確にすること、これが「学修成果の可視化」といわれる部分です。その学修の成果を学修者自身、つまり学生が実感できることが重要だということを打ち出したわけです。大学にいわゆる「生態学的多様性」を持つことが求められるというのが、基本的な考え方です。

グランドデザイン答申を受け、教学マネジメント特別委員会では、学修成果の可視化のために教学マネジメント指針を作成することを目的としました。しかし、委員の間では学修成果を可視化する、特に数値化するというのに対して、かなり疑問の声が上がりました。研究やテストであればその成果を様々な形で把握することができますが、一体何が教育の成果なのかを捉えることは非常に難しい。例えば、卒業率が低いアメリカの大学では卒業率を上げることが目標になりますが、日本のように90%以上の学生が卒業する場合、中退の防止は一つの目標にはなるとは思いますが、それが全体の目標になるとはなかなかいえないわけです。

教学マネジメントは「教育目的を達成するために行う管理運営」であり、学修者本位にするために必要なことから組み立てられていますが、学修成果の可視化というのは、目的に対する一つの手段であると考えられます。ですから、それだけが目標になり、自己目的化してしまうことは、むしろ問題ではないかということになりました。このようなことから、大学の自律的活動に委ねるべきだという考え方が非常に大勢を占めています。繰り返しになりますが、教学マネジメントは各大学が自らの責任において大学ごとに取り組むべきものであり、各大学が置かれている状況に合わせて行うべきものだという事です。

大学も学生も、資源は有限です。もちろん大学の資源が有限であるということは、皆さんよくお分かりだと思います。学生にとっては、1週間のうち、学修に使える時間というのは有限で、長期休暇の場合でも全部の時間が使えるわけではない。時間という資源が有限である中、時間をどのように使ったらいいか。例えば授業科目を精選するとか、週複数の授業を行い学修の効率を上げるとか、そういうことは提案されています。しかし、授業科目の精選と授業科目に多様性を持たせることとは矛盾します。各大学がここをどう考えるかは、一つの大きな取組になります。

例えば時間割の組み方や学修ポートフォリオなどの取組は、今まで日本の大学は学生に任せてきました。学修者本位の意味を理解するためには、これが学修者本位と言えるかどうかをよく検討してみなければいけません。もっとも、医学のようにほとんどが必修科目というような例もありますから、ここでも大学の多様性ということ十分に留意しながら取り組んでいかなければいけません。そういう意味で、あくまで学修者本位にするためにはどうしたらいいか、という観点からなされるのが重要だと思います。

グランドデザイン答申の考え方(学修者本位)

- 大学教育を、予測困難な時代を生きる学生に対する教育にするために、学修者本位に転換。
- これまで、大学教育に関して、大学政策も大学改革も大学運営も、ほとんど大学側の目線、とりわけ教員目線でなされてきた。
- それだけに、この転換は簡単なことではない。シラバスの例を見て、まだまだ学修者目線で書かれていないものが多い。
- 学修者目線の教育とは、「学修者が『何を学び、身に付けることができるのか』を明確にし、学修の成果を学修者が実感できる教育」を指す。
- 学修者本位の大学教育とは、「予測困難な時代だからこそ、既存の大学教育ではない変化に対応する学生の教育が求められる」という問題意識から出発。
- しかし、そもそも予測困難な未来に対して、どのような教育ができるか。そのためには、大学は、変化に対応するための多様性と柔軟性を持たなければならない。「生態学的多様性」を持たない種は生き残ることが難しい。硬直した大学教育では変化に対応できない。そうした教育では予測困難な時代を生きる学生を育てることができない。

7

グランドデザイン答申の教学マネジメントの考え方(私見を含む)

- こうした学修者本位の大学教育への転換は、まだ起きていない。今後どこまで転換できるかどうかは現時点では判断できない。
- グランドデザイン答申を受けた教学マネジメント特別委員会では、学修成果の可視化のため教学マネジメント指針を作成することを目的として審議。
- 教学マネジメントは「大学がその教育目的を達成するために行う管理運営」と定義。
- 委員会では、そもそも学修成果の可視化が困難なこと、とりわけ安易な数値化は即って弊害が大きいことなどから、可視化を含む教学マネジメントをできるだけ大学の自律的活動に委ねることを柱に検討。
- すなわち、教学マネジメントは、各大学が自らの責任において、各大学ごとに取り組むべきもの。さらに、大学も学生も資源は有限であること、とりわけ時間資源は有限であることを意識した取組が必要であることを強調。
- 具体的には、大学側では、授業科目の精選、選抜授業などが提案されているが、これは多様性と相反するため、各大学の取組が開かれることになる。学生からは、授業時間割の組み方や学修ポートフォリオなどの取組が重要。これまで大学は学生の自主性を尊重して、学生に任せていた。もっとも、医学のようにほとんど必修科目のような場合もあり、ここでも多様性に留意する必要がある。

中央教育審議会における引き続きの検討事項(グランドデザイン答申 2017)(1)

- 大学設置基準等の質保証システム全体についての見直しを行うこと
 - 大学設置基準＝時々の状況の変化を受けて順次改正
 - 設置基準における学問分野の種類の捉え方が現状に合っているかどうか
 - 高等教育進学率が右肩上がりの時代の状況を踏まえた外形的な基準が現状にも即したのか
 - 現在の設置基準を時代に即したものととして、例えば、定員管理、教育手法、施設設備等について、時代の変化や情報技術の進歩、大学教育の進展を踏まえ、学生/教員比率の設定や、編入学や転入学などの学生の流動性への対応、教育課程を踏まえた教員組織の在り方、情報通信技術を活用した授業を行う際の施設設備の在り方など、本格的に見直す必要がある。
 - この見直しは既存の大学も含んだ全ての大学を対象として、我が国の大学教育全体の質保証を担保する観点から行う。
 - 今後、専門的な審議を経た上で行う。
 - これらの方向性を踏まえつつ、設置基準の解釈の明確化、設置計画履行状況等調査や認識評価の結果を踏まえた厳格な対応などについて質保証のための必要な見直しを行う。(答申 30頁)

また質保証についても、1956年につくられた大学設置基準は、時代に合わせて少しずつ変えてきました。そこに具体的に書かれているさまざまな項目について細かく決めていくやり方がいいのかは、質保証システム部会で議論することになっています。

教学マネジメント指針は、各大学が学長のリーダーシップの下で3つのポリシーに基づく体系的で組織的な大学教育を展開し、学位を与える課程共通の考え方や尺度に則り、その成果を点検・評価を行う、という考え方です。大学が、学生の学修成果に関する情報や大学全体の教育成果に関する情報を的確に把握・測定し、教育活動の見直し等に適切に活用する。ただし、これは先ほど申しましたように具体的には非常に難しい問題でもあります。

話が前後しますが、そういうことで教学マネジメント指針を作る委員会が作られたり、全国大学生の調査が行われたりしています。また、質保証システム部会が設置され、今設置基準の改正が議論されています。

教学マネジメント特別委員会の議論では、右の資料のように、例えば、授業は15回行うなど、細かなものは具体的に非常にわかりやすいのですが、そのもとにある考え方ははるかに重要です。これらは全て、学修者本位に転換するという考え方のもとになっています。執行部、あるいは学部、個々の学科、教育プログラム、それから個々の授業という大学のさまざまなレベルに合わせて行くと同時にそれぞれが有機的にかみ合っていないといけないことが表されています。

学修者本位ということになると、個々の学生がどういう授業を受講し、何を学ぶか、その成果は何かということが基本になりますが、それを組み合わせていくカリキュラム、さらには学位プログラムが問題になります。その際、この三つの方針は「ディプロマ・ポリシー (DP)」、「カリキュラム・ポリシー (CP)」、「アドミッション・ポリシー (AP)」という順で組み立てられていることが重要です。この大学はどのような学生を育てたいのか、それがDPです。それに対して、どういったカリキュラムを組んだらいいのか、それがCPであって、どういった学生を入れるのかというのがAPです。これは、時間の流れからいうと逆行しているのですが少し分かりにくいかもしれませんが、DPから入ることが非常に重要です。学修目標の具体化は非常に難しいことですが、それを支えるものとしてFD・SDがあります。今日もFDとしてこうしてお話ししているわけですが、こういったことや教学IRが非常に重要な基盤であります。

大学情報の公表と質保証

情報の公表も、質保証の仕組みとして重要です。教学マネジメント指針に関する資料はあくまで事例であり、参考にしかならない、義務ではないということを強調しておきたいと思えます。例えば、右の資料に示したように大学公表の事例を作っており、これらは全て義務ではなく、あくまで事例です。情報の公表についても、あくまでこういった情報を出すのが望ましいという考えとして出しています。ですから、「これらの情報は、公表が考えられるものをあくまで例として示したも

中央教育審議会における引き続きの検討事項 (グランドデザイン 答申) (2)

- 教学マネジメント指針の策定、学修成果の可視化と情報公表の在り方の検討を行うこと
- 各大学が学長のリーダーシップの下で3つのポリシーに基づく体系的で組織的な大学教育を展開し、その成果を学位を与える課程(プログラム)共通の考え方や尺度に則って点検・評価を行う(答申 28頁)
- 大学が、学生の学修成果に関する情報や大学全体の教育成果に関する情報を的確に把握・測定し、教育活動の見直し等に適切に活用(答申 29頁)
- 教学マネジメント特別委員会を大学分科会の下に設置(2018年12月設置)
- 全国大学生調査(試行)の実施(2019年11月)、第2回(試行)2022年2-3月
- 大学分科会質保証システム部会(2020年7月設置)



の」であり、「学位プログラムの内容やその学修目標により、情報の収集・公表の必要性・重要性は異なる」ということです。これは情報公表についてですが、学修成果の可視化などについても全く同じ考え方です。大学はこういったものを参考として、各大学の自主的・自律的な判断とその責任のもとで、これらのことを行うことが期待できるということで、教学マネジメント指針では特にこのことを強調しています。

ただ、義務ではないとなると、やらなくていいというわけでもありません。そこは先ほど申しました、大きな流れとしての市場化による大学間の競争という考え方がありますので、そういったやらない大学は淘汰されてしまいます。三重大大学のような国立大学が淘汰されるということは考えられないと思いますが、ただ残念ながら、もし何もしないとすると、地盤が沈下していくことは避けられません。優秀な学生とか卒業生を世に送り出すという役割が十分に果たせないことになりかねないということです。

ではどうしたらいいかということですが、一般的に具体的にこうすればいいというものの特に数値化して表すこ

とはできないので、基盤としてある IR (インスティテューショナル・リサーチ) が重要になってきます。IR では、大学の内部質保証のために情報を収集し、共有し、さらには合意を形成することが重要です。各大学の成員、執行部はもとより教員、職員、学生が皆同じ方向を向かい、この大学はどのような大学なのか、どこに向かっているのか、ということ共有しなければいけません。そのためには何をしなければいけないかという意思決定を行い、大学情報を外に対して発信していくためのエビデンスを作るとするのが IR の仕事です。アメリカでは、IR は大学の本質的な活動の一つとして位置付けられています。ただ、IR がどこまで情報を出すかも、その大学の置かれている特性によって異なります。IR が非常に重要な役割を果たしている大学もあれば、比較的、情報収集にとどまっている大学もあります。それは、その大学の執行部の判断になるわけです。

学生調査、大学情報公表と大学の質保証

学生調査は IR の一つです。多くの大学では、これは学生部の仕事に振った、という感じになってしまっており、学生調査を質保証や IR として位置付けていません。ところが、学生本位ということで考えると、学生が何を考えているのか、どういう生活をしているのか、大学をどのように評価しているのか、というのは基本的な情報の一つであり、学生調査は最も重要なツールです。大学の弱みは比較的把握できますが、強みも分かります。例えば、学修時間ひとつをとっても、大学が強いのか弱いのか、各大学と比較してどうなのかが分かります。前任校の東京大学では学生の調査を担当していましたが、例えば外国語をどれくらい使えるかについては、東京大学はまだまだ遅れているということがはっきり

教学マネジメント指針の大学情報公表

- ＊資料2-1 教学マネジメント指針(案)
- ＊資料2-4 教学マネジメント指針(案)(別紙3)
- ＊資料3 教学マネジメント指針の概要(案)
- ＊資料5 教学マネジメント指針用語集(案)
- ＊(中教審教学マネジメント特別委員会第12回2019年12月17日)

12

情報公表について

- ＊各大学が外部に対し積極的に説明責任を果たしていくことにより、在学生や学費負担者、入学者等との直接的関係に加え、社会からの信頼と支援を得るといふ好循環を形成することが求められる。社会からの評価を通じた大学教育の質の向上を進める(指針8頁)。
- ＊各大学がその有する強みと特色を生かして学修者本位の観点からその教育を充実していくためには、学生の学修成果や大学全体の教育成果に関する情報をより自発的・積極的に公表していくことが必要(同39頁)。
- ＊情報に照準する大学の分析や解釈等を考慮するなど、必要な配慮が行われることなく、ごく特定の指標のみを用いて大学教育の質を測ろうとするこ、一面的な大学の序列化につながるような利用を行うことは、社会を信頼して情報公表を行った大学の自覚性を大きく損なう。大学教育に対する理解と見識を欠いた行為と言わざるを得ない(同41頁)。
- ＊これらの情報は、公表が考えられるものをあくまで開示したもので、学位プログラムの内容やその学修目標によ、情報の収集・公表の必要性・重要性は異なる。
- ＊これらの項目も参考しつつ、各大学の自主的・自律的な判断とその責任の下で情報公表が進められることが期待される。(資料2-4 1頁)

13

学生調査、大学情報公表と大学の質保証

- ＊インスティテューショナル・リサーチ(IR)大学の内部質保証、情報収集、共有、合意形成、意思決定、大学情報公表のためのエビデンス収集
- ＊その一環としての学生調査
 - ＊現在、多くの大学では学生調査を質保証やIRとして位置付けていない
 - ＊最重要なツール 大学の強みと弱みを明らかにするベンチマーキングのため
 - ＊多様な学生を「知る」
- ＊「全国学生調査」や「学生生活調査」や「学生生活実態調査」など標準的な学生調査の活用

14

分かりました。学生調査に基づき、コミュニケーションツールとして外国語を使うことや異文化の理解はある程度できるが、実際的なところでは弱いということが分かりました。また例えば、コロナ以前はかなり遅くまでキャンパスに学生が残っていました。これは、理系の学生だと実験などのためにキャンパスにいるということは分かっていたのですが、実は文系の学生もさまざまな形でキャンパスにとどまり、さまざまな活動を行っていることも分かってきました。このように学生の実態を知ることもできます。

全国の大学生を対象とした調査としては、文部科学省が試行している「全国学生調査」の他にも、日本学生支援機構により戦前から現在まで続けられている「学生生活調査」があります。これは歴史的にも世界には例がない非常に重要な調査です。私はこの調査委員会の委員もしておりますが、この調査では学生の生活、特に経済面での学生の生活費の調査や生活時間の調査が行われており、非常に貴重な資料を提供しています。この調査結果を通して大学が学生に対してこれからどういうことをしていかなければいけないのか、ということもかなり分かります。自宅生か下宿生なのかによって生活時間や収支が異なることが分かっています。また、大学による差もかなりあります。このようにして明らかにしていくことが非常に重要です。加えて、全国大学生協連が行っている「学生生活実態調査」もあります。ここでも学生の姿が非常によく分かります。この二つの調査を比較する、さらには全国学生調査と比較するとよく分かるわけです。さらに、御自身の大学で行われている学生の調査とか授業評価とか、そういったものを重ね合わせるとさまざまな学生の姿が見えてきます。そういったものをもう使われているとしたらそれを進めていただければ結構だと思いますし、もしそうでないとしたら、こういったものを積極的に考えていただきたいと思います。

大学の情報公表・活用と大学の質保証のあり方

大学のベンチマーキングは非常に重要です。これは、強みと弱みを知るために自分の大学と他の大学を比較するということで、ランキングとは異なります。ランキングのように順位を求めるのではなく、あくまで、御自分の大学がどういう位置付けになっているか、強いところや弱いところはどこかを把握することが重要です。自分の大学の情報は手に入れますが、他大学の情報は手に入れないため、大学の情報の公表が非常に重要になります。他大学の情報が分かることによって、それと比較対照することができます。

大学の情報の公表が質保証にとって重要であることの理由は、この点にあります。ベンチマーキングをするためには、どうしても大学情報の公表が必要だということです。これは、学外だけではなく、学内で相互に比較することもできます。先ほど申し上げましたように、IRの基本的な考え方として、学内での情報共有、大学の全ての構成員ができるだけ同じ方向を見ていくことが重要です。そのためには情報共有することが必要ですが、特に国立大学は学部の自治が非常に強いため、どうしても学部間の壁が厚いところが多い。このような場合、例えばフォーマットや定義が異なるために、同じような情報が比べられないことがあります。最近ではコンピュータの発達により、随分とフォーマットの共通化が進められてきていますが、まだまだ全ての情報が一元的に管理される状況には至っていません。また、それらを十分に活用することもまだまだ遅れています。特に国立大学では、その傾向がどうも強いような気がいたします。

情報活用と大学の情報公表と 大学の質保証のあり方

- ＊大学のベンチマーキング(強みと弱みを知ること)の必要性
- ＊学内での情報共有の重要性
- ＊IRを質保証と情報公表に位置づける
- ＊大学情報の公表項目の拡大、情報発信の重要性
- ＊データベースの創設と活用
- ＊例 学校基本調査(大学改革支援学位授与機構「大学基本情報」、大学ポータル)
- ＊データコンソーシアムの必要性
- ＊調査とデータベースのフィードバックの確立

15

このように、IR を質保証と情報公表のために使い、質保証の一環として、必要な情報は公表していくということになるわけです。そういう意味で、まだまだ日本の大学は公表が遅れていると思います。公表項目を拡大していくこともこれから必要になりますし、情報発信の重要性はもう言うまでもないことだと思います。ただ、情報というのはいったん公表してしまえばどうしても一人歩きすることがありますので、躊躇することもあると思います。そのため、どのように判断するかが非常に重要になってくると思います。

情報の管理と公表

そのためには、まず大学の中でデータベースを作ってそれを一元的に管理すること、それらを大学間で共通して使えるものにしていくことが非常に重要だと思います。アメリカの公立大学では、全て州単位でデータベースが作られており、各大学の情報が比較できるようになっています。日本でも大学改革支援・学位授与機構がデータベースを活用して実施しようとしています。収集できる情報がまだまだ限られているため、なかなか進んでいません。現在、基本的な情報として、国公立大学については学校基本調査のデータによって、大学ごとのデータが得ることができます。これで何が分かるかという、例えば、その大学に県外から来ている学生がどれくらいいるかが分かります。これは、学生を知るために最も基本的なことのひとつで、もちろん三重大学でも、学生がどこの県から来ているか、あるいは県内でもどこから来ているかということは把握されていると思いますが、他大学のことが分からなければ比較はできません。ですから、大学改革支援・学位授与機構が公表している大学基本情報を使って見ていくということが大事です。例えば東京大学の場合、大体6割ぐらいの学生が首都圏出身です。日本の大学の中では一番、各地方から学生が来ている大学ですが、そういったことを見ていくということも一つだろうと思います。ただ、そういった情報がまだまだ不十分です。

このようなときの一つの考え方が、アメリカの大学でよく発達している「データコンソーシアム」です。先ほど、自分の大学のことは分かるけど他の大学のことはなかなかデータがないと申しましたが、逆にいうと、自分の大学のことは知られたくない、あるいは、情報が一人歩きするので誤解されるかもしれない、だから公表できないんだということになると、進まないわけです。そこで、アメリカの大学が作った仕組みが、「データコンソーシアム」というやり方です。幾つものデータコンソーシアムがありますが、例えばいわゆるアイビーリーグとかそれに近い大学のコンソーシアムもありますし、コミュニティーカレッジでお互いにデータを交換するような仕組みとかがあります。先ほど申しました、学生調査というのは非常に重要なので、学生調査のデータもお互いに交換するようなデータコンソーシアムもあります。これらは、それぞれの必要性に応じて作られるものですから、あくまで大学が独自に、お互いでこれが必要だということやっていくというものです。こういったものが、日本でも大学 IR コンソーシアムとか幾つかできつつありますが、まだまだ十分ではありません。こういったものがこれから必要になってくると思います。

調査が行われてはいるものの、その調査が残念ながら十分に活用されていないというのが、今の日本の大学の現状だと思います。調査をしたらっぱなし。簡単な報告をするだけで、分析が十分にできない。あるいは、せっかく出した調査結果を執行部とか各学部で十分に活用しないために、調査がなかなか進まない。調査の必要性とか重要性が分からないので、ますます調査が行われないう、どうもそういう負のスパイラルになっているところもあるわけです。逆に、それを逆転させれば、正のスパイラルになるわけです。アメリカの場合、日本でいう学生生活調査、学校基本調査といった調査は、全て大学レベルで公開されています。それを使うことによって非常に多くのこ

とが分かり、多くの研究ができ、逆に、こういう調査がもっと必要だと分かってきます。調査とデータベースのフィードバックが確立された、正のスパイラルになっています。学校基本調査とか学生生活調査は、先ほど申しましたように伝統もあり、非常にいい調査ですが、残念ながらそこまでいいっていない。その意味では、こういったことを確立していくということが、これから非常に重要になっていきます。学生生活調査に関していえば、長い間から公表が課題だったわけですが、まだいつになるか申し上げることはできないのですが、東大の社会科学のデータアーカイブで公表するということが一応決まっております。そういった形で各大学の学生調査が利用できるようになると、また一段と進んでくるのではないかと思います。

質保証システム部会における議論の動向

新しい動きとして、右に示した資料のように先日公表された質保証システム部会の議論があります。まだ中間まとめなので、これからさらに議論して今年中にはまとめると聞いています。先ほど申しましたように、大学設置基準は70年近く前に作られ、それらを時代に合わせてパッチワーク的に改善を重ねるといって進んできました。ところが、そういうやり方がもう限界にきているのではないかと、パッチワークをやめようということから、抜本的に改革する必要があるということからスタートしました。

一番上にあります「背景」は今説明したとおりで、「設置審査」、「認証評価」、「情報公表」という三つが質保証として一定の役割を果たしているが、それだけでは不十分ではないかということです。

一方、全く予定外に、コロナのためにオンライン授業を余儀なくされたことで、逆にいろいろな発見があり、試行錯誤しながら各大学が対応しています。そういう中で、今までの設置基準ではこういった事態には全く対応できず、特に遠隔授業の実施が議論の大きな柱になってきました。

次の「質保証システムで保証すべき『質』」という点については、これまでお話ししてきたことで大体理解されたのではないかと思います。教育研究の質と「学生の学びの質と水準」の両方が重要ということ。残念ながら「学びの質と水準」というのは、これまでは十分に可視化されておらず、可視化すること自体が難しいということからスタートしています。ではそれをどうするかということ、学修者本位にすること、それから社会に開かれた大学情報公表ということです。「客観性、先導性・先進性」、先ほど申した「柔軟性」と関連していることですが、それから「透明性」、「厳格性」が必要だということで、こういう形に変えていくのだ、ということでスタートしているわけです。

「設置基準」改正については、まだ決まったわけではありません。これからさらに議論されていきますが、今までのさまざまな規定をもう少し考え直す必要があります。例えば、「専任教員」について、大学設置基準では「専任教員」という言葉がありますが、その定義がなされていません。ですから「専任教員」が何かは、実はかなり曖昧だったわけ。ただ、「一の大学に限り」とあるの

新たな時代を見据えた質保証システムの改善・充実について（審議まとめ）（素案） 概要		資料1-1
<p>令和4年2月16日 質保証システム部会</p>		
<p>背景</p> <p>○ 「大学設置基準」「大学設置認可審議」「認証評価」「情報公表」という我が国の公的質保証システムは、事前規制型と事後チェック型それぞれの長所を併せ持つように設計されており、一定程度機能している。</p> <p>○ しかしながら、3つのポリシー（入学者受け入れの方針、教育課程編成・実施の方針、卒業認定・学位授与の方針）に基づく教育の質の向上を促進する必要があるという指摘や、グローバル化やデジタル技術の進展に対応する必要があるという指摘、新型コロナウイルス感染症大を契機とした遠隔教育の普及・進展を踏まえた対応を行う必要がある等の指摘がある。</p> <p>⇒ 大学における国際通用性のある「教育研究の質」を確保するため、質保証システムについて、①共通となる最低限の水準を厳格に担保しつつ、②大学教育の多様性・先導性を向上させる方向で改善・充実を図っていくことが求められている。</p>		
<p>質保証システムで保証すべき『質』</p> <p>○ 学校教育法の根拠に照らすと「教育研究の質」・「学生の学びの質と水準」とともに、教育と研究を両輪とする大学の在り方を表す観点からは、持続的に優れた研究成果が創出されるよう及研究活動の整備や充実等についても一定程度確保する必要がある。</p>		<p>改善・充実の方向性</p> <p>2つの検討方針：①学修者本位の大学教育の確保 ②社会に開かれた大学教育の実現</p> <p>4つの視座：①客観性の確保 ②透明性の向上 ③先導性・先進性の確保（柔軟性の向上） ④厳格性の担保</p>
<p>(1) 大学設置基準・設置認可審査</p> <p><改善・充実の方向性></p> <p>○ 学修者本位の大学教育の実現 ○ 学びの質の向上と水準の確保 ○ 国際通用性の確保 ○ 柔軟性の確保 ○ 客観性の確保 ○ 透明性の確保 ○ 先導性・先進性の確保（柔軟性の向上） ○ 厳格性の担保</p>	<p>(2) 認証評価制度</p> <p><改善・充実の方向性></p> <p>○ 学修者本位の大学教育の実現 ○ 国際通用性の確保 ○ 柔軟性の確保 ○ 客観性の確保 ○ 透明性の確保 ○ 先導性・先進性の確保（柔軟性の向上） ○ 厳格性の担保</p>	<p>(3) 情報公表</p> <p><改善・充実の方向性></p> <p>○ 学修者本位の大学教育の実現 ○ 国際通用性の確保 ○ 柔軟性の確保 ○ 客観性の確保 ○ 透明性の確保 ○ 先導性・先進性の確保（柔軟性の向上） ○ 厳格性の担保</p>
<p>(4) その他重要な視点</p> <p>○ 学修者本位の大学教育の実現 ○ 国際通用性の確保 ○ 柔軟性の確保 ○ 客観性の確保 ○ 透明性の確保 ○ 先導性・先進性の確保（柔軟性の向上） ○ 厳格性の担保</p>		

で、その大学にいる教員だということだけははっきりしてるのですが、それ以上のことは規定されていません。そこで、既に専門職大学や専門職大学院では「実務家教員」「みなし実務家教員」という形で常勤以外の教員も認められていることを当てはめて、「基幹教員」に変えてはどうかということ。私は、これについては少し問題があるということを示しているのですが、今のところはそういう形で進んでいます。実務家教員の定義の明確化や大学名称の考え方の周知というのと同じような意味です。

単位の問題について「単位の実質化」ということで、1単位45時間が実質的には行われていないため、これをどう考えるかについても議論がされています。現実に合わせて単位の考え方を変えるのか、それとも単位を厳格化してあくまでも現実をそれに合わせていくか、この二つの考え方について議論されています。

「認証評価制度」については、多元的な評価、複数の認証評価機関という形で進んできたわけですが、どうも評価も形骸化している面があるということです。「評価疲れ」ということが、盛んに言われるようになってきました。これは、何のために評価が行われているかが、特に現場の教員や職員に十分に理解されていないと、言われたからやっているということになってしまう場合が多いわけでありまして、大学をよくするためにやってるんだという感覚がないとなかなかやる気が起きないわけです。ですから、それをどうしたらいいかということを示しているのですが、議論はまだまだこれからだと思います。

「情報公表」については先ほどの指針のとおり、実際に項目を出すということですが、あまり義務にしない方がいいという考え方でやっていると思います。

それ以外に、FD・SDに関しても大学で義務化されたのでやらなければいけないという発想でやっているとなかなか実のあるものにならないので、そのあたりをどうするかということです。

もう一つ大きいのは、実際に行われれば非常に大きな改革になりますが、大学の判断で新たな学位プログラムを実現可能にするということがどの程度実現できるかということです。

最後に、定員管理の考え方をもう考え直すべきではないかと言っていますが、これこそ抜本的な改革になりますので、そこまで今回の改革で実現できるかは分かりません。日本の大学は学生定員を決め、それに基づいて教員や施設を決めるのが基本的な考え方です。これは、定員による大学を設置するという考え方の全く基本中の基本ですが、そういうやり方は実は他の国ではあまり取られていない考え方です。しかし、日本ではそれが一定の質保証になってきました。それがもう限界ではないかというのが私の考えです。

大学の質保証と教学マネジメントの今後の課題

まとめますと、今まで大学設置基準を中心とした政府による事前のコントロールが、大学評価によって事後のチェックに変わってきたということで、これが質保証を支える基盤だったわけです。より言うなら質の向上です。質の向上のためにそういう政策を続けていく。ただ、完全にアメリカのような事後チェック体制に移ったとはとても言えず、事前のコントロールと事後のチェック両方が並走している形だと思います。さらに言えば、大学設置認可という事前のコントロールも必要だと思いますので、それを含めて両方が必要だと考えています。

ただこういった政策が有効であるためには、大学が情報を公表し透明性を高める必要があります。大学の情報の公表は今議論されており、その中身はこれから決まるわけですが、これも義務と考えるのは、むしろマイナスになる可能性があります。個々の大学にとっては、その大学の評価が、質の保証や内部質保証に本当につながるかどうか重要です。評価のための評価になっていると、

評価をただやるだけになってしまい、評価と質保証は別の話、となってしまうのは大学の改革につながっていきません。また、数値目標は分かりやすいのでどうしてもそこに頼りがちですが、各大学が、さらにいえば各教員が、工夫しなければならない問題です。

教学マネジメント指針では、大学の自主的な取り組みが重要だと何回も言っているわけですが、学修者本位への転換には相当努力も必要で、これから見ていかなければいけないと思っております。「設置基準」については、質保証システム部会で年内には審議まとめが出来ますので、またそれを見ていく必要があるかと思えます。また、文部科学省が動画によって教学マネジメントの Good Practice (GP) を紹介しています。コロナで少し止まってしまいましたが、教学マネジメントの参考になる事例として、GP を幾つか紹介しています。

大学の質保証と教学マネジメントの今後の課題

- ◆ 政府による事前のコントロールから大学評価による事後チェックへと大学の質保証と質の向上のための政策は移行、現在はこの移行が進行中
- ◆ この政策が有効であるためには、大学はより情報を公開し透明性を高める必要がある。
- ◆ 大学情報の公表 中教審大学分科会質保証システム部会
- ◆ 大学の課題 大学評価が質保証とつなげ内部質保証に繋がるか
 - ◆ 評価疲れと内部質保証
 - ◆ 安易な評価指標とつなげ学修成果指標の問題
 - ◆ 教学マネジメント 大学の自主的な取組が重要
 - ◆ 大学設置基準の見直しの進展
 - ◆ 文部科学省 動画による教学マネジメントのGPの紹介

17

終わりに—教学マネジメント指針への取組—

最後に繰り返しますが、教学マネジメント指針は義務ではありません。あくまで質保証、質の向上のための指針です。大学の自律的質保証の努力が求められる。義務ではないが努力しろというような、非常に難しいことを言っているわけです。大学の取組が弱い場合は、その大学が地盤沈下してしまうということです。さらに言えば、強制的に義務になる可能性もゼロではないと思っています。これは個人的な意見ですが、大学の評価は 1991 年に自己点検評価という形で始まりました。ところが、各大学は自分の良いところしか書かないという問題があり、認証評価制度へと変わりました。ですから、強制しなかったのが大学が十分に取組まないから強制しますよ、という形に変わってしまったということがあります。そのあたりは、非常に用心する必要があると思います。具体的に何をしたらいいかは、具体的な成果指標とかそういうものが分かるわけではないので、IR を使ってまずファクトを集めるということが重要だと思います。それともう一つは、各大学内でやはり議論、検討を十分にすることで、FD・SD というのはそういう機会だと考えられます。義務だからやるということではなく、さまざまな形でこれを行っていくということで、各大学が創意工夫していくことが求められるのではないかと思います。

教学マネジメント指針の大学での取組

- ◆ 教学マネジメント指針は義務ではない
- ◆ 大学の質保証・質の向上のための指針
- ◆ しかし、大学の自律的質保証の努力が求められる
- ◆ 大学の取組が弱い場合
- ◆ 大学の自己点検・自己評価から認証評価制度へと推移した経緯
- ◆ IR (インスティテューショナル・リサーチ) の活用
- ◆ 各大学内での議論、検討が重要 (FD, SD など)

非常に雑駁な話になりましたので、どこまで御参考になっているかどうか心もとないところもありますが、何らかの御参考になれば幸いです。この後の質疑で、また具体的にはお答えしたいと思います。どうも御静聴ありがとうございました。

参考文献 1

- * 大槻達也・小林雅之・小松親次郎編(2020)『2020年以降の高等教育政策を考える』桜美林大学出版会。
- * 小林雅之(2021)「学生調査を活用した質保証、情報公表について」中教審大学分科会質保証システム部会報告(2021年1月25日)。
- * 小林雅之(2020)「教学マネジメント指針について 一作成の経緯と精神」『大学マネジメント』16:4(13-18)。
- * 小林雅之・山田礼子編(2016)『大学のIR』慶應義塾大学出版会。
- * 小林雅之(2016)「大学の質保証と大学ランキング」山田礼子編『高等教育の質とその評価』東信堂。
- * 小林雅之編(2014)『大学におけるIR(インスティテュショナル・リサーチ)の現状と在り方に関する調査研究』東京大学。
- * 小林雅之・劉文君・片山英治(2012)『大学ベンチマークによる大学評価の実証的研究』東京大学大学総合教育研究センターものぐらふ11。

19

参考文献 2

- * 篠田道夫(2018)「グランドデザインを如何に読むか ―教育改革、内部質保証の前進に向けて」アルカディア学報 No. 634
<https://www.shidaikyo.or.jp/riihe/research/634.html>
- * 大学改革支援・学位授与機構 質保証システムの現状と将来像に関する研究会 (2019)『教育の内部質保証に関するガイドライン』
https://www.niad.ac.jp/n_shuppan/project/_icsFiles/afieldfile/2017/06/08/guideline.pdf
- * 林隆之 (2018)「内部質保証システムの概念と要素先行研究のレビューと「教育の内部質保証に関するガイドライン」の定位」『大学評価・学位研究』19, 3-22。
https://www.istage.ist.go.jp/article/hvokagakui/19/0/19_2018.19001/pdf/-char/ja
- * 文部科学省中央教育審議会大学分科会 全国学生調査 資料
- * 日本学生支援機構「学生生活調査」
- * 全国大学生生活協同組合連合会「学生生活実態調査」

20

◆質疑応答

【質問】：政策や方針を決定する側と、制度が適用される側との間に立場や状況の乖離が大きく、制度の歯車が強制的に駆動することで、かみ合っていないこちら側＝制度が適用される側の歯車が、摩耗、消耗していると感じています。具体的には退職金の減額とか、人材の流動を推進しながらも転出の際には研究資産が移管できないとか、退職金のことが引き継がれないとか。または、年俸制なども推奨されているが、あまりいい制度でないために増えないのではないかと等、問題点は幾つでも挙げられます。このような状況の中で何かできるようにする、改善するためには、今後の政策の方向性とどのように向き合うことが大事になるのか、教えていただけると幸甚です。

小林：これは非常に大きな質問です。今日は十分に説明しなかったことですが、文部科学省の政策も全部が整合的にできているわけではなく、特に安倍、菅内閣の時代には、官邸の意向が非常に強く反映されてきました。現在、岸田政権になって少し変わってきたという気配もあるのですが。

年俸制は、最も重要な一つの施策でした。これは大学間の競争ではなく、教員間の競争を意識して作られているわけですが、実は文部科学省の中でも賛成ばかりではなく、強制的な年俸制はできなかったわけです。ですから御質問にあるように、なぜそうなっていないかという、これがあまりいい制度だとは思えないということがあったと思います。

ではこのような、退職金を含めて人事・給与制度がどうあったらいいかは、それぞれの大学で十分考える必要があると思います。答えになっていないとは思いますが、今後の政策の方向性は決して一つにならないのです。いろんな政策が今、あちこちから出されているのが、現在の状況です。ですから、各大学は自分たちがどうしたらいいかという方向性をきちんと決めるということが、逆に重要になっている、そういう状況になっており、各大学が自分たちで決めなければいけない問題だと考えています。

【質問】：現在三重大学では、学生一人ひとりへの意見聴取として、在学生や卒業生に向けたアンケートがあります。しかし、教職員一人ひとりへのアンケートは行われていません。教職員全てへのアンケートとなると多くの課題があるかと思いますが、教育の質保証をはじめ、社会に求められるより良い大学をつくるためには、学生、教員の双方の意見を大切にしながら考えていくことが不可欠かと思います。この点について、小林先生の御意見を伺えましたら幸いです。取り組もうとする場合の必要な視点など、どんなことでも構いません。

小林：大学が学生を知ることが重要だということを申し上げましたが、同じような意味で教員や職員を知るということも非常に重要です。アンケートがなかなか難しいのは、どう使われるか分からないとなると答えにくいということがあるわけです。これは、学生アンケートでも同じです。ですから、どういう目的でどのように使うかについて、まずアンケートをする際に明らかにすることが重要です。逆にいうとそういう配慮がないと、学生にしても教職員にしてもなかなか本音で語ることはできません。例えば三重大学のホームページを拝見しますと、学長と学生との交流が行われているということで、執行部の方がいろいろな形でお話をするということがあってもいいのではないかと思います。

私が桜美林大学に来て経験したのは、学長が FD という形で教員と結構激しく意見交換をするのです。そういうようなことも必要だと思います。一人ひとりに対するアンケートをまず実施するというのもあるかもしれませんが、そういういろいろな機会で見聞を聞く場を設けるということが大事ではないかと思います。また、教員評価も一種のアンケートであり、これも慎重に進める必要があると思います。

【質問】：質保証を語るとき、時間管理の概念から単位制度の実質化を避けては通れません。学士課程答申、質転換答申、グランドデザイン答申と学期ごとの履修登録単位数が過大なことが継続課題となっていますが、各大学の現場では遅々として進まないのが現状です。これらの現状を打破するきっかけはあるのでしょうか。

小林：これは先ほど申し上げたとおりですが、コロナにより明確になった問題の一つです。15 時間の授業時間に対して予習・復習が 15 時間ずつで 30 時間、合わせて 45 時間が基本ですが、これをその通りにやろうとすると、大体、学生はそんなにコマ数が取れません。そのため、現在のように 10 コマとか 15 コマまで取れる仕組みは明らかに現実と合っていないわけです。

コロナによって課題を出す先生が多くなったために、学生は今までと同じように、例えば 10 コマ取っていたらその分だけ課題が出てくるので大変なことになっています。もっと問題だと思うのは、課題を出しっぱなしにする先生がいて、それに対して十分フィードバックがないというケースが、全国大学生協連の調査などではっきり出ています。そうしますと、学生からすると課題はたくさん出されるが、それに対して全くフィードバックがなされておらず、自分はただ課題を出しただけで、それで評価が付いてくるだけになってしまう。それでは、学修効果という面では全くマイナスになってしまうわけです。このような在り方が、コロナ禍によって浮き彫りになってきました。ですから、それをどのように改善して実質的なものにするかというのは、非常に大きな課題です。

これを機会に、実際に単位が何コマもたくさん取れないようにするように大学が持っていけるかどうか、それは、ただ単位が取れないようにするだけではなく、フィードバックをすることが大事です。そうすると教員の負担が増えるので、アメリカの大学のように TA を活用することが必要になります。これらについては時間の有限性、資源の有限性が関わってきます。例えば TA を雇用するためにはお金がかかりますので、各大学の創意工夫が求められるわけです。

そういうことがないとなかなか日本の大学の質が上がらないということになるかと思いますが、遅々として進まないということですが、そこを少しずつ変えていくことが重要ではないかと思います。

【質問】：大学は自由に講義ができる分、どのように教育の質を担保していくのか、また、評価するのかイメージが湧きません。実際にどのように評価がなされているのでしょうか。

小林：これはどのレベルで言ってるのか分かりませんが、外形的な評価というのは分かりやすいです。授業を 15 回でやっているとか、そういったものはすぐできるわけですが、それが教育の質の担保かと言われると、それは最低限のことです。それ以上のことをどのように評価しているかということになると、確かに今の認証評価でもそれほど行われているわけではないです。

学生の授業評価や学生の調査は、学生の側から見た評価の一つです。ですからこれは、認証評価とはかなり性格が違うものです。私は、そういった意味での学生の評価は非常に重要だと思っています。

ます。非常に分かりやすい例で言いますと、黒板の板書の字が小さいとか、声が小さいとか、そういったことを学生は感じていても、調査とか授業アンケートをやらないとなかなか言ってくれません。そういったことを評価と考えると、自分は改善する点があるとしたらそういうことを直さなければいけないんだ、ということ把握するのは一つだろうと思います。

評価というのは多元的であるので、いろんな物差しがあっていろいろな評価ができますが、私は、そういう意味では学生の評価というのを今回特に強調したいと思っています。

【質問】：大学の財政が苦しくなる中で、国からの要望と地域のニーズにのみ応え続けていくということが、これからの大学運営にとって重要なことなんでしょうか。「この分野なら三重大学だ」と思われるような特色、例えば、研究に特化したものとかを導くことで、地域のみならず、国内のさまざまな方から必要とされる大学になれば、寄付金と多くの資金を調達しやすくなるかと思いますが、どうでしょうか。

今回もFDではなく、FD・SDという形で、大学運営に事務職員が参画していくということが大事だとは言われていますが、残念ながら本学では、事務職員に意見を求められるような機会、発言の機会がありません。内部で下からの意見をすくい上げるということは、運営の中で重要度は低いのでしょうか。

小林：これも非常に大きな質問ですが、まず、第一の点から申しますと、今日強調しましたように各大学が自律的に行うことが大前提です。例えば、三重大学なら三重大学全体が同じ方向を向かっているということを共有することが大事で、それが、国からの要望と地域のニーズに応えるような形になるかを議論する必要があります。あるいは場合によっては、国からの要望も全部正しいということにはならない場合もありますから、そういったことを含めて議論をすることが必要だと思います。

他大学の例で申しますと、地域の研究というとその地域のニーズに応じているだけと思われるかもしれませんが、例えば、佐賀大学の有明海の干潟の研究は、アジアの干潟の問題に非常に大きな国際的な貢献をしています。それぞれの研究成果がグローバルに役に立っていることを各大学があまり情報発信していないために、なかなかそういう情報が届かないわけです。国立大学ではそういうことをあまりやってこなかったという点があると思いますので、情報の公表や情報発信は、このような点でも非常に重要です。ですから、自分たちの大学が何をやっているかということをはっきりさせる。三重大学は地域に非常に貢献している大学だと思っていますが、それが地域の中でだけでなく、日本あるいは世界に対しても重要性を持っていることも共有する、合意を形成していくことが重要だろうというのが、前半に対するお答えです。

後半ですが、私は今、桜美林大学で大学アドミニストレーションという大学職員の養成講座があって、いろいろな大学のいろいろな職員の方とお話しする機会があります。それから前任校でも、東京大学の教育学研究科の大学経営・政策コースでいろいろな大学の職員の方の意見を聞く機会があります。「国立大学の場合、なかなか職員が経営に参加できないんじゃないか」ということですが、そういった各大学の例を取ってみると、特に「修士号を取りたい」ということで来ている熱心な職員の方だから余計そうなるということがあるのですが、やはり積極的に経営に参加しています。そういうことを共有している大学が多いわけです。

それこそ、その大学がこれからもっと質の向上をして、地盤沈下ではなく、逆に地盤を上げていくためには、大学の職員は非常に重要な存在で、その意見が通らないというか、正しい意見が通ら

ないというようになってしまうと、それは大学にとって非常に大きな問題だと思っております。ですから、これから事務職員も運営に加わるということをご検討いただければと思います。

【質問】：学生個々人の教育の質保証を担保するためには、どのようにしたらよいでしょうか。また、近年盛んになりつつある DX の活用が考えられますが、何かよいツールはありますか。

小林：これについては万能薬というのはないのですが、DX の活用については、一部の大学で盛んに導入されている「学修ポートフォリオ」があります。これは学生の学修の記録です。どういう単位を取って、それがどういうふうに役に立ったかということ記録していくわけです。これと学生調査を合わせると、学生の成長が非常にはっきり分かります。これは LMS と組み合わせることができますので、学生が実際にどのような単位を取っているか、あるいは記名式で学生調査を行えば、その大学について学生がどのように考えているかということと併せて見て行くことで、学生の成長というものを入学前から卒業後まで見ることができます。これは、IR の一つである「エンロールメント・マネジメント」という考え方ですが、大学に入る以前に、この大学にどのような期待をして、どういう高校で教育を受けて、どういうふうに学修しようと思っているかについて、プリ調査を行います。もちろん入試の成績などもデータとして入ります。できれば 1 年に 1 度、少なくとも 2 年に 1 度、学生の調査を行う。それと併せて学修ポートフォリオも記録していく。

それから卒業時に、その大学で受けた教育に対する評価について学生の調査を行う。さらにいえば、最近、多くの大学で盛んに取り入れられている卒業生を対象とした調査で、卒業後、大学の教育に対する評価を見ていく。そういうふうにして初めて分かることもたくさんあります。卒業生の調査というのも予算の関係でなかなかたくさんできませんが、例えば先ほどの東大の調査では「外国語の評価が低い」ということを申し上げましたが、実は、東大の卒業生でも外国語を使う人というのはそれほど多くありません。使わない以上、評価があまり高くないというのは当然なわけで、世間で言われている英語の重要性ということとかなりずれている実態も分かってきたわけです。

このような形で、DX で使えるようなものをできるだけ紐付けて、活用できるような方法を取る。ただし、記名式にすることについては、メリットもデメリットもあります。本音がなかなか掴めないということもありますので。そこは、記名式がいいのか無記名式がいいのか、それも含めて議論していくことが必要だと思います。今、記名式でそういうことに紐付けてやっていくという大学も割と多いので、それも一つの活用の検討をされていいのではないかと思います。

【質問】：現在、中教審大学分科会のもと、質保証システム部会での検討が進められています。同部会での議論は、いつ頃から、どのような形で大学運営に影響してくると見ておられますか。

小林：今年、質保証システム部会のワーキングチームが審議まとめというのを作って、それをもう一回再検討していくということです。今年出された審議まとめは各大学に順番に伝えられているということですが、できるだけ義務化はしない方がいいのではないかと、ということについては、委員の方もある程度そういう考えをお持ちの方が多いと思います。これが現実化するときには、認証評価ではどうしても外形的なものが分かりやすいために、チェックポイントになってしまうということがあります。そういう形で大学運営に影響することはできれば避けたいと思っておりますが、残念ながらそういうことになるかもしれません。

それからもう一つ、義務化はできるだけしないということですけど、義務化しないから何もしな

いということになると、逆に強制的に義務化される恐れもありますので、そこは非常に微妙なバランスで成り立っていると考えています。これは私自身、どのように進むかはまだ分からないところです。

【質問】：現状の仕事量が9時-17時で終わらない量であり、その中で現状を変えるための作業をする時間を取ることができません。政策的に現状の業務量を減らしたり、人員増大をしたりしない限り、各大学の努力をする余力はもうないと思われます。その中で、こういった改革作成方法を国は想定しているのでしょうか。

小林：これは、非常によく聞く御意見です。実際に各大学の中で努力するという必要だとは思いますが、例えば、どうしても必要な仕事なのか見直すことです。実際にその仕事に本当に必要かどうかを見直すことがかなり必要だろうと思うのです。

その一方で例えば、データを共通化するなど、長期的に見れば効率化することによってかなりやりやすくなる面もあります。そういったことが、今のところ残念ながらできてないところがあります。私の前任校のもう一つ前は放送大学でしたが、放送大学でインターネットを導入しようとしたときに、その必要性というのが分からない人が多く、FAXで十分ではないかという意見が強かったため、インターネットを導入するのに4~5年かかりました。そういうようなこともあるので、何が必要で何が不必要かというようなことを見直すことが非常に重要だろうと思います。

国立大学は御存知のように運営費交付金が減らされていますので、その御苦勞はよく分かります。ただその中で、逆にいうと裁量の部分も出てきていますので、学内で資源配分を見直さないといけないと思います。特に今、競争的な資金というのが非常に重要視されてくるようになり、特に研究で配分される部分が多いため、それ以外の部分が非常に減らされています。国立大学の場合、「3類型に従って配分される」ことが強化されてきています。私は第3期のときの運営費交付金の配分委員会の委員だったのですが、類型化するということが問題ではないかと申し上げたのですが、むしろ地域に貢献する大学に厚く資金を配分するためだと言われ、一応そのようにしたのですが、現実には必ずしもそうなっているとは思えないところがあります。

今回中教審の方で、地方大学の創生と関連させた新しいものをまた出しましたので、そういったことで競争的な資金は取れると思いますが、それだけでやっていくのはなかなか難しいです。残念ながら、大きな方針がそのようになってしまっているのです。その中で地域貢献、あるいは、研究、競争的な資金、あるいは大学ファンドとか、さまざまな形で外部資金を増やすような施策というのを国が取っていくと思います。そういったものをできるだけうまく利用するということができればいいのではないかと思います。

【質問】豊田長康学長(鈴鹿医療科学大学)：私は今、医療系大学の学長をしているわけですが、医療系大学を取り巻く状況がここ数年非常に大きく変わってまいりました。特に今、一番深刻な状況になっているのが薬学部だと思います。特に、6年制の私立の薬学部です。これが表面化したのは、3年前に財務省が公表した文書です。毎年公表している教学面での文書において、薬学部の薬剤師国家試験の合格率について、従来、厚生労働省は「受験生当たりの合格者数」という合格率で公表してきたわけですが、それを「入学生当たりのストレート合格率」で示しました。入学した学生が標準修業年限内=6年間で卒業して、その標準修業年限内で卒業した学生の何%が国家試験に合格するかというストレート合格率を計算したところ、大学によって非常に大きな差があることが分か

りました。低い大学は19%、高い大学は100%で、特に私立大学に大きな差があることを問題視したわけです。合格率の低い大学は、今日のテーマである教育の質保証が一体なされているのか、そういう大学に例えば国の補助等をするにはいかなるものか、という切り口で書かれています。また昨年、厚生労働省と文部科学省がストレート合格率について大学の実名入りでそのグラフを公表しました。そして、文部科学省は各大学に対し、文部科学省がつくったフォーマットで関連する情報を各大学のホームページに公表することを義務付けました。その公表すべきデータには、入学生数と、毎年、毎学年の進級者数があります。ですから、何人が留年または退学したかというのがそのデータから読み取れるわけです。そして、標準修業年限内に卒業した人数、卒業留年者数、ストレート国家試験合格率など、詳細に公表することになりました。つまり、留年率・退学率・その他、今まで義務付けられていなかった大学の情報を、今回明確に公表を義務付けたわけです。加えて今、薬学部につきましては、政府は薬剤師が過剰になったという判断をしております。今後何らかの薬剤師抑制策を出してくるのではないかと想定されています。そういう現状で、私立大学の40%程度が、現在数年間にわたって90%未満の定員割れを起こしており、それがますますひどくなっている状況です。

このように私立薬学部は大変な状況になっているわけですが、医療系大学では、薬学部以外にもどんどん新学部の設置が続いており、今後恐らく、この薬学部の過当競争的な状況が他の分野にも広がってくることが想定されます。各大学の競争を促すという政策ではあるのですが、特に弱い立場にある地方の私立大学にとりましては、生き残れるかどうかの、非常に深刻な状況に至っています。

例えば今回、大学のそういった極めて具体的な情報の公開を明確に義務付けられたわけです。今後、薬学部以外の分野、あるいは医療系以外の分野にも、こういった情報の公開を義務付ける動きがひょっとしたら進むのではないかと感じられるわけです。この情報公開の義務化につきまして先生の御推測といえますか、そのあたりをお伺いしたいと思います。

小林：まず御質問について言えば、法科大学院が実はかなりの情報公表を義務付けられています。中教審でそれが議論されたときも、法科大学院だけで、例えば中退率とかそういうようなものの公表が入っていましたので、このまま「(他へ) 広げる気はないんですね？」ということは釘を刺したんですが、どの程度釘が効いたかどうかは分かりません。実際問題として、情報公表はある面では推進しなければいけない部分もあるのですが、十分理解しないでやるととんでもないことになるということを申し上げたかったわけです。

先生のおっしゃった薬剤師の場合もそうだと思いますが、例えば医者でも国家試験の合格率が高ければいいかということ、合格できないような人を受けさせなければ合格率は上がってしまうことを防ぐために、入学者に対する比率を求めたと思います。私が薬剤師のこととか素人で分からないのですが、そもそも薬学部の方で国家試験を受けないという選択肢はあるのですか。

豊田：平成18年ごろから6年制の薬学部になっていますが、この6年制の目的は、研究者というよりも臨床的に役に立つ薬剤師ということがミッションになっているわけです。そのためこの場合、薬剤師の免許を取らなければ、まずは就職に差し支えるということがあります。薬剤師の免許を取ってなくても、例えばドラッグストア等で、薬剤師じゃなくても働けるということはあるのですが、やはり基本的には薬剤師の免許を取らないと「ただの人」になってしまうという現状がございます。

小林：創薬系というのも作られたと聞いていますが，創薬系の方でも薬剤師免許は要るんですか？

豊田：昔は4年制で，現在でも特に国公立が4年制を取っています．研究者になる方は4年制を選ばれて入るといふ棲み分けになっております．研究所に入られる方は4年制か，あるいは6年制を出ていても，やはり薬剤師免許を持っていないとなかなか企業には就職が難しいということになります．

小林：ありがとうございました．例えば合格率の数字を出すこと一つとっても，いろいろ検討して，やはりそれがおかしいとなれば言うていくということしか今はないと思います．出すなということ自体は非常に難しいと思いますので，これはおかしいんだというものがあれば，それはおかしいと言うていくというのが一つだと思います．

中退率に関しては，出した方がいいという意見と，特に私立大学の中では，中退率を出すと風評被害になって非常に問題があるという意見とが，ずっと対立しています．ところが中退と言ってもいろいろな中退があるわけで，例えば就職したからとか，あるいは他の大学に変わったからとかいろいろな理由がありますから，「中退率が高い＝悪」のように考えること自体が間違いだと思っています．もっと中退の中身をきちんと把握して，内容別に公表するべきだということをお願いしました．

これからそういう工夫をやっていかないと，公表の流れあるいは数値化の流れに抵抗していくというのは難しいと思いますので，そういう形でコミットしていくしかないのではないかと思います．

豊田：ありがとうございます．先生が今おっしゃいましたように，国民もこの数値を非常に重要視していて，国から義務化されるまでもなく，この数値を上げないことには大学が自然淘汰されていくと，そういう状況にもなっているのかなと考えております．先生，どうもありがとうございます．

小林：すみません，十分にお答えできませんが，ありがとうございました．